

2023（令和5）年度 第1回伊賀地区福祉有償運送等運営協議会 会議録

- 【日 時】 2023（令和5）年6月1日（木）午後2時～4時
【場 所】 伊賀市役所4階 404会議室
【出席者】 井上委員（代理 坂森氏）、喜多委員、北森委員、福嶋委員、芦木委員、福本委員、鈴木委員、溝端委員、浅利委員、中平委員、古市委員
【欠席者】 中島委員、作田委員、尾上委員、大西委員
【傍聴者】 0人
【事務局】 伊賀市介護高齢福祉課：三根課長、濱田係長、大門主任
名張市障害福祉室：福田室長、高磯室員

（事務局）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第1回伊賀地区福祉有償運送等運営協議会をはじめさせていただきます。

皆様におかれましては、公私ともご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。私、伊賀市介護高齢福祉課の大門と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本日、一般社団法人三重県タクシー協会 中島様、三重交通株式会社伊賀営業所 作田様、三重県健康福祉部長寿介護課 大西様におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。

また、設置要綱第8条第5項の規定により伊賀市企画振興部 交通政策課 井上様につきましては、坂森様に代理でご出席いただいております。

それでは、会議の開催にあたりまして、事務局である伊賀市介護高齢福祉課長 三根より挨拶させていただきます。

（伊賀市介護高齢福祉課長）

改めまして、みなさまこんにちは。平素から伊賀市・名張市の介護福祉並びに障害福祉に深いご理解とご協力を賜っておりますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

本年度から2年間、この運営協議会の事務局をさせていただきます、伊賀市役所健康福祉部介護高齢福祉課の課長の三根です。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は令和5年度第1回伊賀地区福祉有償運送等運営協議会に、公私何かとお忙しい中ご出席を賜りましたこと厚くお礼申し上げます。

皆様もご承知のとおり、令和2年度からのコロナウイルス感染症、またその感染症対策が始まり、今年5月にインフルエンザ同様の5類に移行になりました。この3年間でいろんな方の生活様式も随分様変わりをして、観光業等へのダメージや外出控えにより、交通事業者の皆さまにおかれましては非常に厳しい時期であったと思います。5類になり、外出制限が無くなったとはいえ、コロナウイルス感染症はまだ終息しておりませんし、コロナウイ

ルス感染症の事業等への影響が無いとは言えない状況であるとも思います。

ワクチンの接種も高齢者や基礎疾患を有する方には夏に、一般の方には冬にワクチン接種を進めるとも聞いております。今一度感染防止にご留意いただければと思います。

終わりになりますが、当運営協議会は、道路運送法の規定に基づき、福祉有償運送並びに過疎地有償運送の適正な確保を通じて、福祉の向上と交通空白地域の解消を図ることを目的に、その必要性や運賃など、必要な事項を協議いただく会議でございます。

本日皆様方には、事項書に基づき、ご協議いただくことをお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

早速ですが、2023年3月31日で伊賀地区福祉有償運送等運営協議会委員の任期満了にあたり改選期を迎え、各団体様より委員の皆さまのご選出をいただきましたので、委嘱状を交付させていただきます。本来であれば市長が各委員様に委嘱状をお渡しさせていただくところですが、所要により代わって、介護高齢福祉課長 三根より委嘱状をお渡しさせていただきます。ご了承ください。なお、委員の任期は2025年3月31日までとなります。

それでは委員の皆様、2年間どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本会の成立についてご報告いたします。本日の出席委員数は11名、欠席委員数は4名でございます。これは、伊賀地区福祉有償運送等運営協議会設置要綱第8条第2項の規定「会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会議をすすめさせていただくにあたりまして、事務局から3点お願いをさせていただきます。

1点目でございますが、本協議会は、伊賀地区福祉有償運送等運営協議会設置要綱第8条第3項の規定に基づき公開の会議といたしておりますので、傍聴者と報道関係者の入室を認めさせていただきます。ただし、個人情報を含む議事に関しましては、伊賀地区福祉有償運送等運営協議会設置要綱第8条第3項但し書きの規定に該当するため、本会議は非公開とさせていただきます。

2点目でございます。審議会等の会議の公開に関する要綱の規定により会議録を作成させていただきますので、本会場にレコーダーを設置し、音声録音させていただきます。

3点目でございますが、円滑な会議運営及び会議録作成のため、発言の際は、挙手し、発言許可の後をお願いします。

以上でございます。

それでは、事項書の2. 議事に入らせていただきます。

(1)の協議会役員、会長・副会長の選任を行います。伊賀地区福祉有償運送等運営協議会設置要綱第6条第1項の規定により、会長及び副会長各1名を委員の互選により定めることとなっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

(委員)

事務局一任。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、事務局一任というお声をいただきましたので、提案させていただきます。

会長については、近畿大学工業高等専門学校 学校総合システム工学科 教授の中平 恭之様に、副会長については、名張市老人クラブ連合会 会計兼事務局次長の芦木 忠雄様をお願いさせていただきたいと思います。ご意義ございませんか。

(委員)

異議なし。

(事務局)

異議なしとのお声を頂戴しました。ありがとうございます。それでは、中平様、芦木様、前の会長席、副会長席へご移動をお願いします。

(事務局)

それでは、会長、副会長、簡単にご挨拶と自己紹介の方お願いできたらと思います。

(会長)

近畿大学高専の中平でございます。普段、交通計画をさせていただいております。不慣れな点もありますけれども、皆さんよろしくお願いします。

(副会長)

名張市老人クラブ連合会の会計並びに事務局次長をやらせていただいております。この福祉有償関係はあまり知らない面が多いんですけども、使う側として、またいろんな意見を出させていただいたらいいのかなと思っております。よろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。それでは、事項書の2. 議事(2) 令和4年度福祉有償運送下半期報告に入らせていただきます。ここからは進行を会長へお渡しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。それではですね、議事の(2)に入らせていただく前にですね、(3)の更新登録申請の事業者さんにですね、おおよそ14時半頃に来ていただくように依頼しておりますので、スムーズな会議進行にご協力よろしくお願いいたします。

それでは(2)の令和4年度下半期運営状況について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

失礼します。令和4年度下半期の報告につきまして、事前に配布いたしました資料19「福祉有償運送運行状況一覧」の裏面をご覧ください。

全体としまして、運行状況において事業所により増減はありますが、全体の運行件数は減

少しています。

減少の主な要因としまして、死亡や施設入所などによる会員数の減少に伴い、利用回数が減っていることが挙げられます。

また、増加の要因としましては、利用会員の細かい乗り降りがあったことなどにより増加していることが挙げられます。

事業所の抱える課題としては、慢性的な運転手不足があり、特に透析患者等、利用者が希望する曜日と時間帯が重なることで、新規利用者を受け入れづらい現状があると聞いております。

その他の項目につきましては、記載のとおりでございます。

事業所からの報告資料につきましては、別添資料1～18のとおりでございます。

以上で報告を終了させていただきます。ご協議、よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。

それではただいまご説明いただきました内容に関しまして何かご意見ご質問ございませんでしょうか。また事前に資料の方は皆さん届いていたと思いますので、細かい点でも結構です。何かありましたら、ご意見いただければと思います。

(委員)

洗心福祉会について、運転者の記録が載ってないんですけれども・・・。

(事務局)

こちらの洗心福祉会については、事業所の運営上、運送ができないということで、12月に廃止のお届けをされまして、令和4年12月31日で運送事業自体を廃止されております。

(委員)

今現在、運行されてないということですね。

(事務局)

運輸支局にも廃止のお届けをしていただいております。

(委員)

細かいことなんですけど、例えば資料11なんですけどね、車が2台しかないのに運転者が18人おりますが、車2台に18人が乗ってるんですか。

(事務局)

こちらのささゆりににつきましては、伊賀市諏訪地区というところの住民主体の事業所になっておりまして、稼働する車自体は2台で回る形にはなってるんですけれども、運転者が50代でお仕事されてる方とかもいらっしゃいますので、行ける方が交代で行かれているような状態になっております。

資料12のハッピーファームは障害者関係の事業所として、特に運送メインで事業されているというよりは、障害者の関係の事業もされながら運送事業もされてるような形に

なっております。運転ばかりをされているわけではなく、他の事業もしながらという形です。

(委員)

車を5台以上持っている事業所はたくさんあると思いますけども、そういうところは運転管理者がいるということで書いてませんが、見てみたら。運転管理者を書くところはないんですね。だれが管理してるかってこと、そんなんはどうなんでしょう。

それとアルコールチェックなんかもしないとあかんということで、そういうふうなチェックを書くところが全然ないんですけどもね。実際、もし何かあったときに、この協議会で管理してないのかっていうことが出た場合、ちょっと問題があるのかななんてちょっと思ったもんでね。

(事務局)

基本的に更新登録の協議をかけさせていただくときには運行管理責任者の名前であるとか、あと運転する前の確認表をちゃんとつけていますかとかいう確認事項はさせていただいておまして、基本的には、事業者がしていただいているものとしています。

半期報告の際はあくまで運行回数が何回あったのかとか、運転者や自動車の数とかの報告を半期ごとにいただいているような状況で、半期報告はそちらをメインで、更新登録の際は全てそういった確認をさせてもらった上で、更新を認めるかどうかというところの資料として、事業所に出してもらっている次第です。

(委員)

ではここに書いてなくてもいいってことですね。

(事務局)

はい。半期報告の際は。

(会長)

更新の申請とかですね、新規で申請してもらうときにはこの後出てくるような資料20とかの資料には実は色々書かれてまして、いついつこういう講習指導があって…

(委員)

それは書いてありましたけども、ただ運転管理者の名前が載ってなかったもんでどうなんかなと思ったんですけども。アルコールチェックも含めてなんですけども。

(委員)

安全運転管理者ですかね。安全運転管理者についてはですね、従前は5両以上持つてる事業所については選任が必要という形だったんですけども、令和4年10月にですね、道路運送法の施行規則が改正されまして、この安全運転管理者の義務づけというのは除外されることになりました。それでかわりにですね、5両以上の車両保有するところの運行管理責任者の方についてはですね、講習を受けていただくと、いわゆる運行管理者の講習を定期的に受けていただくという形でちょっと条件、条件というか要件が変わりましたので一応ちょっと共有させていただきます。以前はその形だったんですけども、昨年改正があってですね、そしてちょっと要件が変わっておりますので、ちょっと補足させていただきます。

(委員)

ここになくてもいいということですね。こういうところに。

(委員)

今現在は、安全運転管理者の資格が必要なく、代わりに講習を受けてくださいという形になっております。

(委員)

道交法で見たら車5台以上・・・

(委員)

道交法上は必要なんですけれども、こちらの道交法の方も同じく改正されてですね。

(委員)

アルコールの関係なんですけど・・・

(委員)

アルコールチェックについても、こっちの道路運送法施行規則の方で義務づけになっております。道交法とは別の法律の方で、運行管理責任者の方についてはアルコールチェックやっってくださいよというふうになりましたが、ただアルコール検知器が不足しているという状況の中で、一定期間、適用は延長されているという状況ですけれども、基本的にアルコール検知器を使っただけのチェックは今のところはまだ適用されてないんですけども、飲酒をしているかどうかということは確認するというようになっております。附則のところ、当面の間、適用しないという形になっていると思うんですね。当然運行する前はですね。アルコールを飲んでいっているかどうか、チェックはしていただく必要があります。

(会長)

その他ございませんでしょうか。

(委員)

資料 17 なんですけど、1 運行の最長距離が 130km と結構走ってますけど、利用内容はわかりますか。

(事務局)

また確認させていただきます。

(会長)

とんぼ池山荘はこの後来られるんでしょうか。

(事務局)

そうですね。

(会長)

更新の時に確認しましょうか。

(事務局)

はい。

(会長)

そのほかございませんでしょうか。

それでは、(2) 令和4年度下半期報告については以上で終了とさせていただきたいと思
います。

この後、更新登録申請の事業者が来られると思います。

(事務局)

とんぼ池山荘の130kmの件なんですけれども、確認させていただきましたら三重大病
院に行かれたときの利用ということで聞かしてもらいましたので、報告をさせていただきます。

(会長)

時間で言えば3時間。

(委員)

上野から名古屋や大阪行けるで。

(事務局)

往復で書いてくれているのかな・・・

(委員)

往復って・・・

(会長)

基本的に1運行なので・・・。例えば、1運行130kmの利用時間が180分としたとき
に利用料金が変わってきちゃうんじゃないですか？とんぼ池山荘、時間制でやられてます
よ。やっぱり一回降ろして、またそこから次の運行に入るまでにもし料金を取ったりする
と、違う料金になってしまうので。鈴木さん、もしこれ間違ったら・・・

(委員)

実際にどういうふうにとっているのかですよね。本当に1運行として取っているのか、実
際は片道で料金だけ取って、ここの報告の記載だけこういう書き方になっているのか、ちょ
っとその辺がわからないとなんともあれなんですけれども、そこら辺を確認していただ
けるということによろしいですかね。

(事務局)

とんぼ池山荘の資料を見たら、伊賀市・名張市を超える範囲については時間制運賃を適用
するとなっているので、そこが問題になってくるということですか。

(会長)

実際降ろしてしまうと、そこでもう終わってしまうので。

(事務局)

本来はそこが正しい考え方なのということですか。

(委員)

時間制運賃をとっているとすると、まず戻ってくるまでが1運行という考え方なんです
けど、本当にそれで利用者にとっていいのかなっていうのもあるので。単純にその考え方、

記載の考え方が間違っているだけかもしれないですし・・・

(会長)

じゃあよろしいですかね。またご報告をいただいて、どういうふうな料金の取り方をされているのかっていうところで、僕も確認しましたら、利用者が乗車してから運送を終了するまでに利用した時間に応じて算定するなので。運送の終了というのは、定義が難しいところですけど、おそらく降りてしまえば運送は終了になると思うんですけど。

またご連絡をお願いいたします。

それでは先ほどご連絡させていただきしたように、更新登録申請 4 件ございます。

～更新登録申請 非公開～

続いて、その他の事項について、事務局から何かありますか。

(事務局)

ご協議ありがとうございました。

次回、第2回運営協議会におきましては、令和5年度の上半期運営状況報告をさせていただく予定です。開催日につきましては、12月の開催を予定しておりますので、決定次第文書でご案内させていただきます。よろしく申し上げます。

事務局からは以上となります。

(会長)

その他について何かございましたら。

(委員)

資料5のかしの木の利用者名簿、利用目的が余暇になっているが、この表記でよかったか。

(事務局)

以前からその点のご意見いただいておりますので、修正をするように事業所へお伝えさせていただきます。2ページの利用目的と表記を合わせる形でさせていただきますので、次回の上半期報告の際には反映した状態で報告させていただきたいと思います。

(会長)

今回登録いただいた事業者さんもそれぞれ会員名簿の書き方が違ったりするので、以前これ協議会で書き方をある程度統一するよという事で、でも、僕もどういふに統一するのかって決まったのかちょっと忘れてしまったので、また議事録見ていただいだけでも分かると思うので、書き方の統一をですね、ぜひともしていただきたいなというふうに思います。

もう一つですね、事務局の方で事前にもう少しチェックしていただいて、修正を事前に行っていただければなというふうに思います。前のときもちょっと事務局の方のチェックがうまくできなくて、更新登録が間に合わないギリギリぐらいになったのかっていうのも、間に合わなかったのかな、結局、ありましたので、できれば事前に、どうしても見落としは出てくると思うんですけど。はい。またぜひともよろしくをお願いいたします。

他、よろしかったでしょうか。

(委員)

前も言わせてもらったけど、報告書の運営上の問題点がありましたけど、課題にする内容じゃない？ここで協議したりとか、もちろんここで決まらんようなこともあるやろうけど。いや、前も言わせてもらったけど、書いただけ書いて、報告はしていただくんですけど、報告はただで何も協議はしてないですね。せっかく事業所がこういうところ問題なんですって多分この運協ってそういうことを話し合うのも一つの目的になってたかと思います。実際、現場はしんどいと思うんですね。世の中の流れとしてもしんどい。ここで解決できる問題だけじゃないと思うんですけども。そういう声が上がってるところはちょっと拾ってあげられたらと思うんですね。

(会長)

しっかり議論させていただいて、承認とかそういう形ではなくて、情報共有だけでもいいと思いますので。何か、せっかく書いていただいているので。はい。皆さんで議論できればなと思います。

(委員)

情報共有していただいて、できたら利用者目線をもうちょっと聞きたいなっていうのも実際ありますので、今後、運協ではそっちの方も、事業者と利用者さんとの需要と供給がきちっとできてるのかとか、安全対策も言ってくれましたけども、そういうところも話ができたらと思うんですけど。

(会長)

前もそういう話しましたよね。こういう更新登録とかいろんな実態だけを言うのではなくて、そういうところも議論するのがこの協議会なので、そういうのも話したらどうかとか、あるいは前も新規で参入される事業者がいた場合に、どこまでその新規参入を認めるのかというところも議論は必要ですねっていうふうなことで、話はそこで終わっちゃってたと思うので。どこかの機会で、ぜひとも設定していただいて、そういう協議もあっていいのかなと思います。

(事務局)

ちょっと今回は盛りだくさんですけど、次回は半期報告ぐらいの議題しかないので、それこそ新規参入の相談も実際あるんですね。ただ、事業者さんのお客さんの取り合いとか共倒れにならないようになっていうとやっぱり事務局で相談を受けたとしても、やっぱり難しいところがあるので、新規参入どこまで認めるのかというところのご協議もぜひしていただけたらと思いますので、次回の協議会にまた提案として上げさせてもらえたらなと思いますのでまたよろしく願いいたします。

(会長)

お願いいたします。

(委員)

ちょっと前にも出たんですけど、新規参入は当然お客様の利便性がよければいいと思うんですけど、内容わからずって言ったら失礼やけども、あの中身、例えばタクシー事業者は暇ということをつからず、何でもかんでもって言い方は悪いかわからんけど、市長名の協力依頼書ってというのが申請に必須やから出てるところがあるじゃないですか。それ出すまでにちょっと事業所とかにも聞いてくださいと前にも言うたことあるんですわ。その市長名で出す協力依頼書か何かありますやんか、これに申請すると必ず必要ですやんか。なんですよ？

(委員)

依頼書はなくなったんじゃない？

(事務局)

見たことないです。

(委員)

昔はあったんやけど、何年か前に…。

(事務局)

介護タクシーの方ですか？

(委員)

いや、福祉有償のときに。

(委員)

本来は市長から事業体に依頼していただきってということで、ここで審議して許可を取ってという形やったんやけども、何年か前に廃止になったと。

(委員)

今、それいらんのですか？

(委員)

登録を受けるためにはこの運営協議会で協議が調った上での証明書を添付していただきますんで、その証明書は要りますよ。協議会名での証明書。市長名ではなく、協議会名での証明書ですな。

(委員)

過去ありましたやんか。

(委員)

当初はあった。地域がそれだけ必要やってということで、行政から依頼をするっていう形、委託という形ではないけど。

(委員)

多分名張のときにそういう意見があったと思うんで、もしわかれば過去のを見て、ちょっと共有していただければ。ちょっとタクシー事業者、タクシー協会は今日いてないんで、ちょっとあれですけど。そういう話も出て、僕が持ち帰って言った覚えがあるんで。ちょっと可能であれば過去のを覚えてもらって、タクシー業者に一言、決定までに一言欲しいなという

ことがあったため、ちょっと過去の1回調べていただければと思います。

(会長)

そういう議題が出てってというのはあったと思います。

(委員)

ちょっと継続してもらわんと、年が経って、またやってること変わってもね。組織の意味がないんで。

(事務局)

ちょっと分からないので聞かせてほしいんですけど、福祉有償が新規登録するにあたって昔は行政からそういった文書を出していたってということでしょうか？

(委員)

市長から事業体に。

(委員)

申請書と一緒にそれが付いて、協議会に諮られた。申請書の一部みたいな。

(事務局)

今はそれがなくなって、協議会でもう早速かかるという形になっている…

(委員)

当初から当然運協で協議が調ったらということやったけど、その依頼書がなくなった。

(委員)

勝手になくなったん？

(委員)

理由まではわからんけど。その頃に多分運協の在り方も変わったと思います。ここは集まってやってますけども、ほんまに事務局だけで書類だけ持って行って。多分二つ選べたんちゃうかな。確かそうやったと思うんだけど。

(委員)

めっちゃ楽やないですか。

(委員)

集まらんでいいってことであればね。

(事務局)

こちらが調べないといけないことについて、もう一度教えてください。

(委員)

お客さんの利便性が良くなればいいですけども、タクシーなんか暇なときあるんですよ。これはあくまでも応急処置じゃないですか。白ナンバーの有償運送ね。タクシー暇なのに、これをばんばん増やしてタクシーを廃業させることになる可能性あるじゃないですか、ということなんですよ。

(委員)

要は重要と供給のバランス。ただ有償運送だけ許可していただきたいっていう事業体があっ

たときにどんどん出すんかちゅうことですね。

(事務局)

私の認識ではもう対象がタクシー乗れない人しか福祉有償の対象に・・・

(委員)

介護タクシーあるやんか。

(事務局)

介護タクシーとかそっちの方ですね。

(事務局)

当然、今の許認可されてるこっちの方の協議会で認証されてるところも多分取り合いにはなってくるんちゃうかなと思うんですけど。その実態ありきで、足らなくなっていうんで、過去やったら、必ず申請書にいるから中身を知らんと印を押して出してるって言ったら失礼かもしれんけど、知ってるかもしれんけど、必須の文書やから出してるみたいなのが あったんですね。そやで、NPO同士でも取り合いになる可能性もだんだん出てくるよろし。

(委員)

現状、運転手が足らんからどうしようもないんやけど。でも、運営を続けていこうと思ったら、当然、これ今の法律では、利益を得るものではないんで。単発でいこうと思うんやったらええけど、継続させていこうと思ったらかなり厳しい現状があるんで。これをますます取り合い、事業体で潰し合いしてしまっても意味がないんで。やっぱり行政としても円滑にこういうものを使ってもらえるような媒体をしっかりと持つかんと。他の公共交通機関のバランスも考えながら、考えやなあかん。

(事務局)

例えば、この運営協議会で、交通政策課が来てくれて、運輸支局も来てくれて、タクシー協会もメンバーに入ってっていう中で話し合いをして、一定この期間は新規参入はやめときましようって決まったら、新規に手上げしてくれそうな事業者にお断りっていうのは基本的にしてもいいものなんですか。

(委員)

もともとは行政が、足らないから、市長の依頼書が添付されて、“やってくださいよ。お願いしますね。” となって、協議さえ調べばいいというそういう流れやってんけども。大阪なんかはかなりバチバチですよ。

(事務局)

例えば、もうすでにある地域で他の事業者がやりたいとなったら認められないケースもあるんですか？

(委員)

当然そうですね。単純に、運輸支局に申請を出して、書類さえ調べてたらタクシーの許可出しますじゃないですやんか。地域としての交通としての在り方もあるし、行政の考え方も当然あるし。実際に利用者さんが、どの程度利用されるか、全然足らへんねんって困って

はるしもっとやって欲しいっていうのか、全然いけるよっていうのか。他にも媒体ありますやんか。タクシーにしてもバスにしても。そこは考えていかへんと。許可ばかり出したって、伊賀市は補助出してたとて、しんどいですし。現実、事業体を続けていくのは。

(事務局)

例えば社会福祉法人が自分のところの介護サービスをするための通院等乗降で使う場合は？

(委員)

それは必要やろうね。乗降介助するためには…

(事務局)

最近はそのちの相談の方が多いんです。自分のところで契約している利用者さん運ぶのに有償で運びたいので許可が欲しいという相談が2回ぐらいあって。

(委員)

ぶら下がりの方でも取れますもんね。

(委員)

でも法人媒体がNPOやったら…

(委員)

NPOでも取れますよね。それを取るしかないんじゃないですか。

(事務局)

福祉有償ではなく？

(委員)

タクシーの方で患者限定とか福祉限定で黒ナンバーでも軽でも取れるんで。取れない場合とか、いろいろな利用者さんの制限があるからやってるだけで。

過去には夜だけ行ってくれて、名張市はうちは20年前から行ってるんです。社協が車を預かってやってたんですけどもうしないということで、その代わり夜も行ってくれということでうち基本24時間、救急車の帰りも行ってます。別のところから夜だけしてくれへんかって言われたんですけど、いや、それはしますけど、こういう普段のお客さん持ってはる方がNPOとかも含めて、自分ところ、当然、個人情報のおね、どんなしんどいとかかわると思うんで、そういう人が持ち回りで、夜、対応したってもうて、うちも例えば週に1回とか入りますけど、知ってる運転手の方がお客さんが一番夜中でもね、入院できひんけど迎えに来てくれるのが一番安心すると思うんで、そういうなんも協議したらどうですかって言うたことあるんですけどね。ちょっとそれもね、当然、夜もいいと思うんですけど、夜中行ってますけども、やっぱりこれある一定の時間だけ許可出すんじゃないって、もうちょっとステップアップして、これ出す代わりに、週に1回あんたここで当番ね、とかちょっとそういう提案もありちゃうかなと思うんです。夜中、救急車で行って、帰れへんから有料のタクシーということでうちは言ってますけども、やっぱり知り合いの事業者さんとか知っているヘルパーさんが迎えに来てるんがやっぱり一番安心されると思うし、ちょっとね、そういう

のも課題ちゃうかなと思います。

(委員)

せっかくこうしていろんな人が寄ってるんやで、多分、そのために寄せているメンバーなんで、それぞれの立場で課題点を出してもらって、どういう方向でやっていったらいいんかっていう協議してできて、それが行政としてどこまでできるかわからへんけど、そういうことも必要なちゃうかな。介護保険とか保険適用の事業体に福祉有償運送の許可出すんか、許可出さんでも、いろんなコストの面とかリスクも出てくるし・・・

(委員)

15年ほど前に決まった福祉有償の定義が一番わかりやすいんじゃないですか？

(委員)

基本的には、移動っていうのは、グレーナンバー以外の運送事業者が担ってもらうというのが大原則であって、それが十分にカバーできないところでは、初めて自家用有償運送という制度を活用してやっていただくということですね。それについてはこういった運営協議会なり公共交通会議でその地域に本当にそれが必要かどうかという必要性を十分に議論した上で導入するという、基本的には緑ナンバーっていうのが大原則であるという中のような制度ではありますよね。

今の状態でまだまだ何社いるんか、当然利用者が優先でいいと思うんですけど、いざまだまだいんの？とかなると、もうある程度来てるんちゃう？って。

(委員)

行政が例えば高齢者っていうことも障害者っていうのもある程度把握してますやんか。人口的なもの。介護認定とってる人数とか。その中で今利用されてる人のパーセンテージとかをはじいていったらどういう推移になっていくんとかとか、ある程度の試算は出るやんか。人口比率とそういうのも見て、どれぐらいの需要があるんか、推測でもある程度ね、そういう数字として出してもらってっていうのも一つの手ではあるんちゃうかなと思うけど。根拠がないとね。漠然と肌感でやってるだけでは。あと支局に、今まで離島とか云々で配送会社とかに人を乗せたりとか、ニュースで見たりとかするけどあれはどういうことなん？

(委員)

例えば、今、貨客混載のことをおっしゃっているとすると、いわゆるタクシーとかがないところで貨物のトラックに人を乗せて運んでいる、いわゆる旅客と貨物を一緒に運ぶというようなシステム、仕組みがあるんですけど、それが今まで過疎地とかに限定されてた。過疎地とかそういうところでしかなかったものを、今、本省の方で議論しているのは、それを過疎地だけじゃなくて、地域で必要なところにも広げていこうじゃないかと、いうようなことは議論されているというところがありますね。

(委員)

一定の要件が必要やということですか？

(委員)

どこでもやれるというわけではないです。

(委員)

旅客ありきの貨物ですよ？人を乗せる施設に応急に宅急便を載せる？

(委員)

逆もあります。トラックに人を乗せることもあります。貨物車両に人を乗せるということもあります。トラック事業者がタクシーの許可も取ってもらって、トラック車両に人を乗せて運ぶということもできます。制度上は。

(委員)

それって乗れるようなこういう椅子・・・

(委員)

当然、そのね、トラックじゃなくて、トラックの助手席に乗せるというわけにはいかないと思いますね。ダブルキャビンとかそういう車両なのかなとは思いますがね。あんまりやっているのは聞かないですね。

タクシーとかバスに貨物を載せて運ぶのはいろんなところでやっていますけども。

(委員)

全国みて、法改正も含むけど、その法改正も含めて、当初 20 年前のガイドラインから福祉有償運送が始まったけれども、どんどん今変わってきてますやんか。

今度の大阪万博で空飛ぶタクシーだったりとかどうか。いろんな条件が変わってきて、医療なんかでも今までは病院に行ってたけど今度はリモートで行くとか、医師が訪問する方向でかなり国は言ってますやんか。当然、移動っていうことに関して、概念がどんどん変わってる中で、そういうことも話していかへんと、1 年、2 年の話やなくて、5 年、10 年ほんまにこの状態が続くのかどうかっていうのも考えていかへんと。

これからまた需要増えんねんっていう話やったら増やしていけばいいだろうけども。今後多分どんどん先細りになってくるやろし、それで利便性が確保されるんやったらいいんやとは思うんやけど。バランスをちょっと考えていかないと。

(会長)

先ほどお話があったようにうちの人たちを運びたいから認めてくれというのは、基本的には認められないと思います。

あくまで他の移動手段が確保できない場合に、福祉的な輸送として福祉有償運送がありますので、ただ申請は別に断ることはできないはずなんです。ただ、ここで協議させていただいて、協議の中で、「いや、あなたは認められません。」ということになれば。

(事務局)

相談があったときに、「今、ちょっと飽和状態なんです。」とかはあまり言わないほうが？

(会長)

言っていただいてもいいと思います。「審査じゃ厳しいかもしれませんよ。」っていうのは言っていただいてもいいのかもしれませんが、多分その申請自体を断ることは市の方ではで

きないと思いますんで。それでも申請を出したいんやという方がいらっしゃったら、出していただいてもいいのかなと。

(事務局)

さっき会長がおっしゃってくれていた新規参入をどこまで認めるかを協議会としての一定の見解を今後協議したりとかっていうのを事項としていくっていう考え方でいいですか。

(会長)

本来は多分、事業者があって、公共交通があつての話なので。本来は公共交通の会議と、福祉有償の会議っていうのはやっぱり何かリンクしておかないと、どっちの需要がどうなっているかという全くわからないので、そういう情報共有っていうのはもう事務局の中でもだけでも結構ですし、今日来ていただいている皆さんは結構ご存知の方もいらっしゃるので、そういう意見もいただいたりとかですね。そういった協議をしていかないと、お互い食いつぶしちゃって、お互いもう運営が行き届かなくなっちゃうっていう可能性も大いにありますので。そういう面ではやっぱり福祉と公共交通の連携というのがすごく大事になってきてる状態にはなってるかと思います。

なかなか答えも出ないと思いますので、次回のおきにですね、そういう場を設けていただけるということですので、またそこで議論させていただければというふうに思います。

少し長くなりますけれども、以上をもちまして、2023年度第1回伊賀地区福祉有償運送等運営協議会の方は終了とさせていただきますと思います。

どうもありがとうございました。